

要 請 書

平成 26 年 1 月

福 井 県

本県には全国最多の13基の商業用原子力発電所および高速増殖原型炉もんじゅ、廃止措置中の「ふげん」が立地しており、このうち4基（大飯3・4号機、高浜3・4号機）については、現在、貴委員会において新規規制基準に基づく再稼働の安全審査が実施されているところである。

こうした中、本年度中に予定されている原子力規制庁と（独）原子力安全基盤機構との統合に伴い、同機構福井事務所（所在地：敦賀市）が廃止されることとなった。

福井事務所は、平成16年8月の関西電力美浜3号機二次系配管損傷事故を踏まえ、本県が国に対し立地地域における保安検査業務の充実強化を要請したことを受け、国が平成16年12月、「現場の安全規制をより効果的なものとするため福井事務所を設置し、二重三重の安全対策をより充実したものにしていく」との方針を示し、平成17年10月から活動を開始している。

それ以降、同事務所は県内原子力発電所の定期検査業務や事業者が実施する各種検査の実施体制・検査方法等の審査を実施するなど、プラントの安全確保に重要な役割を果たしてきたところである。

一昨年の関西電力大飯3・4号機の再稼働に際しては、国の「特別な監視体制」の下で安全・安定運転が図られてきたところであるが、今後、新規規制基準の下で行われる再稼働については、これまで以上に国自らが現場において各種機器設備の検査等を厳正に実施するとともに、事業者を厳しく指導監督することが、県民の安全・安心の確保にとって何より重要である。

このため、原子力規制庁と（独）原子力安全基盤機構との統合に際しては、立地地域における安全規制体制のより一層充実と原子力防災に万全を期する観点に立ち、本県嶺南地域に設置している原子力規制事務所（敦賀、美浜、大飯、高浜）の職員を増強するよう要請する。

平成26年1月17日

原子力規制委員会委員長

田中 俊一 様

福井県知事 西川 一誠